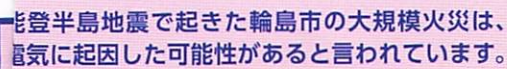


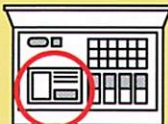
かん しん 感震ブレーカーの設置費用を一部補助します!

[illegible]

区内の木造住宅に、設置費用の一部補助を行っています。

※補助対象は「分電盤（内蔵型・接続型）」と「アース付コンセント型」です。

かんしん 感震ブレーカーの種類と主な特徴

タイプ	一括遮断 補助対象	分電盤 (内蔵型・接続型)	一括遮断 補助対象	アース
概要	分電盤に内蔵または接続されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落とす。		アース付コンセントに差し込んだ地震波を感知するとブレーカーが動作する。	
遮断範囲	住宅内すべての電気供給 			
費用 (工事費含む)	【内蔵型】 7～8万円程度 (単2・6回路前後)  ※分電盤の種類によっては、取付できない場合があります。		【接続型】 3～4万円程度  1万5千円程度※ ※アース配線がない場合は、別途費用がかかります。 	
補助率・額 (工事費含む) (上限)	一般世帯		一般世帯	
	申請額の 5/6 (上限 8 万円)		申請額の 7/8 (上限 10 万円)	
工事等	申込者の申請に基づき、区から電気工事業者※へ依頼します。 ※東京都電気工事工業組合品川・目黒地区本部の住宅電気工事センター加盟業者を区指定業者とし、工事等を実施します。			

※令和7年度は区の補助金に加えて、都補助金が適用される場合があります。

※一般世帯、高齢者・障害者等の世帯について

一般世帯	高齢者・障害者等の世帯
木造住宅に 居住している世帯	木造住宅に居住している世帯のうち ・65歳以上の者のみで構成された世帯 ・身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けている者のみで構成された世帯 ・65歳以上の者と身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けている者のみで構成された世帯 ・要介護3～5かつ65歳以上の者が属する世帯 ・1～2級(度)に該当する身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けている者が属する世帯



申し込み方法

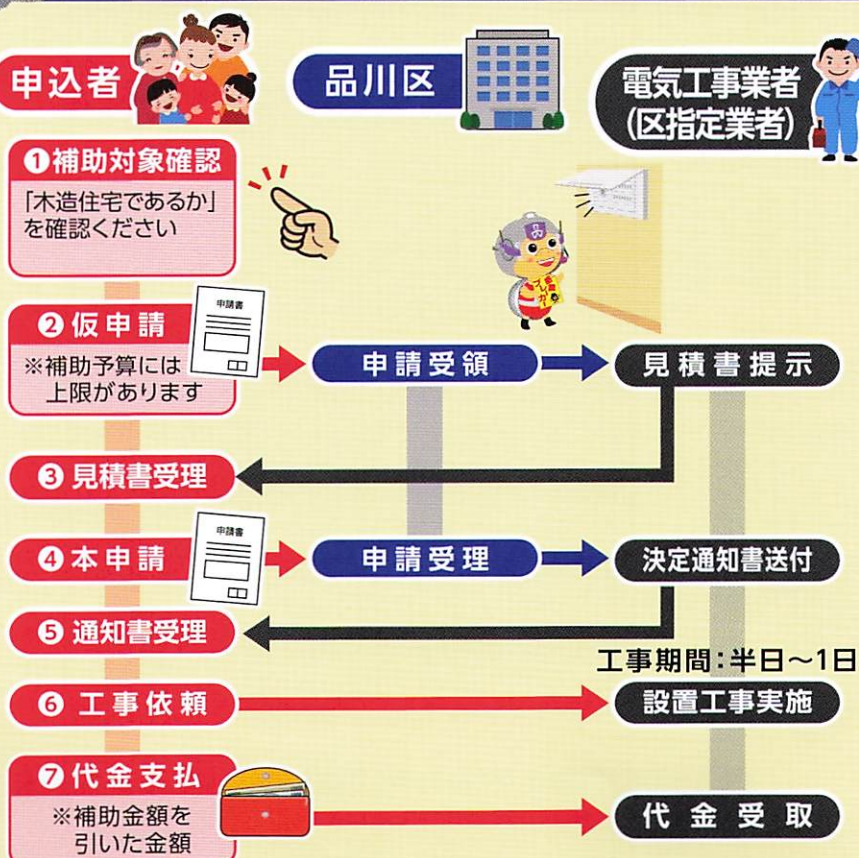
希望される方は、品川区電子申請サービス、または裏面の「品川区感震ブレーカー設置推進事業補助仮申請書」に記載の上、お申し込みください。

なお、予算上限に達した場合や機器の調達が難しい場合などは、先着順をもって受付を終了するため、お早めに申し込みください。

付コンセント型	一括遮断 おもり玉・バネ式	特定機器遮断 コンセント式
むだけで、震度5強相当の ーを落とす。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断する。	内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断する。
	住宅内すべての電気供給 	感震ブレーカーに接続した機器のみ 
	4千円程度 ブレーカーへ設置する作業が発生します。 	7千円程度 
高齢者・障害者等の世帯	あっせんを行っています。 詳細は区ホームページまたはパンフレット「防災用品販売あっせんのご案内」をご覧ください。	
全額 万円)		
ます。		

手続きの流れ

本申請より標準2か月程度で設置完了します。



①「木造住宅であるか」の確認は、本チラシの申込記入ページを確認ください。
本申請の際に「木造住宅であることの公的な証明書」が必要となります。

②本チラシの申込書を品川区電子申請、郵送またはFAXにて送付ください。区にて申込受領後、14日以内にご連絡が取れない場合はキャンセル扱いとなります。

③電気工事業者から連絡します。
感震ブレーカーを設置できるかを実際に訪問して確認し、見積書を提示します。

④見積書を確認後、改めて電気工事業者に設置をする旨を連絡し、申請書類を提出ください。

⑤助成の決定通知書をお受け取りください。

⑥取り付けする日程を決め、設置工事を行います。

⑦補助金額を引いた金額を電気工事業者に支払い、領収書を受け取ってください。
※補助金の請求は、電気工事業者が区に行います。

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助 仮申請書

- 品川区電子申請サービス、または本仮申請書を郵送またはFAXにて送付ください。
- 以下の項目を確認いただき、必ず申請者(もしくは申請者の同意を得ている者[親族等])が記載のうえ、お申込みください。

電子申請は
コチラ


チェック項目(下記項目に当てはまるかご確認のうえ、チェックを入れてください)

共通	☐ 今お住まいの家に取り付ける。
	☐ 本記載内容について、電気工事業者である東京都電気工事工業組合品川・目黒地区本部に提供することに同意する。 ※記載内容については、本事業運営に限定して利用し、当該実施機関以外の者への提供は、一切いたしません。
	☐ 木造住宅に居住している。
分電盤タイプのみ	☐ 申請するにあたって所有者および管理者の承諾を得ていること。 (貸借人の場合に限る)

世帯	☐ 一般世帯 ☐ 高齢者・障害者等の世帯 ※世帯の詳細は、裏面の下部をご参照ください。
フリガナ	
氏名	
住所	〒 品川区
電話番号等	《自 宅》 《携帯電話》 《FAX》

※その他 申請者の同意を得ている親族等が申請する場合は、その氏名・電話番号等を記入欄の余白に記載ください。

- ① 本申請にあたっては、「木造住宅」であることを証明する公的な書類の写し(コピー)が必要になります。
毎年、都税事務所から送付される「固定資産税・都市計画税納税通知書の写し(氏名・住所・構造が確認できる箇所)」をご用意ください。
※上記書類がない場合は、以下書類のいずれか一つをご用意ください。(有料)
※本資料は「本申請」までに用意してください。(仮申請書段階では不要です)

書 類 名	窓 口
・建築計画概要書	品川区都市環境部建築課 (本庁舎6階)
・台帳記載事項証明書	
・建物の登記事項証明書	東京法務局品川出張所(本庁舎1階)

- ② 高齢者・障害者等の世帯の方は、高齢者・障害者等の世帯であることを証明できるもの(障害者手帳・介護保険証の写し等)が必要になります。(65歳以上の方のみで構成された世帯の場合を除く)
- ③ 賃借人は、必ず所有者および管理者の承諾を得たうえでお申し込みください。取り付けたことによる責任等(現状復帰等)は申請者に帰属します。
- ④ 区にて本仮申請書受領後、14日以内にご連絡が取れない場合はキャンセル扱いとなります。
- ⑤ 感震ブレーカーを取り付け、災害時住宅に被害が発生しても区はその責任を負いません。
- ⑥ 感震ブレーカー設置工事時には、数時間程度、住宅内すべての電気が利用できなくなります。

簡易タイプ

分電盤タイプ

品川区感震ブレーカー
設置について

東京都電気工事工業組合

品川・目黒地区本部

〒142-0054 品川区西中延一丁目7番23号

TEL: 3785-0151 / FAX: 3785-0152

申込先・
お問い合わせに
ついて

しながわ防災体験館(品川区役所第二庁舎2階)

〒140-8715 品川区広町二丁目1番36号

TEL/FAX: 5742-9098

品川区 防災まちづくり部 防災課

TEL: 5742-7134 / FAX: 3777-1181